

「上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業 環境影響評価準備書」についての熊本県知事意見

上益城地域におけるエネルギー回収施設等の設置が計画されている御船町上野地区周辺は、森林や農用地が広がる自然豊かな環境に恵まれ、熊本地域の地下水涵養に資する地域でもある。また、周辺には、江戸時代に整備された「元禄井手」及び「嘉永井手」により、現在も農業が営まれるなど、自然環境が地域の生活や歴史・文化と深く結びついた環境が形成されている。

本事業は、この上野地区において株式会社シムファイブスが、一般廃棄物及び産業廃棄物を対象とした焼却施設（1日当たり処理能力440t）を中心に、選別施設、たい肥化施設、メタン発酵施設等を併設する廃棄物処理施設を設置するものである。

また、本事業は、老朽化したごみ処理施設の更新事業に取り組む上益城5町の財政状況を踏まえて、上益城5町の財政面及び中長期的なごみ処理計画という2つの課題に資する事業として検討されている。

しかしながら、公聴会においては、大気汚染、騒音、地下水や土壌への影響など、自然環境・生活環境全般に対する懸念が多数示されており、特に、施設稼働後の地下水揚水に伴う周辺地下水への影響、排ガスによる周辺環境への影響について不安の声が多く聞かれたところである。

また、建設予定地に近接する地区においては、廃棄物搬入が想定されている道路が生活道路や通学路としても利用されていることから、搬入車両の増加に伴う交通安全への影響が強く懸念されている。

さらに、本事業に関しては、地域住民への説明のあり方に対して疑問を呈する意見が聞かれたところである。

このため、本事業の実施に当たっては、対象事業実施区域が自然環境に恵まれ、住宅や学校等が点在する生活圏に近接した立地であることを十分に踏まえ、環境負荷の低減を可能な限り図るとともに、交通量の増加に対する安全対策を講じ、大気、地下水その他の生活環境への影響に係る環境保全措置を徹底する必要がある。

また、生態系への影響に関する代償措置の不確実性等を踏まえ、準備書に記載した環境保全措置を確実に実行するとともに、適切に事後調査を行う必要がある。

さらに、事業実施前にとどまらず、継続的・積極的な情報提供及び丁寧な説明を行い、地域住民との十分なコミュニケーションを図ることにより、事業に対する理解が得られるよう最大限努める必要がある。

よって、環境影響評価書の作成及び事業の実施に当たっては、本書の内容について十分に勘案すること。

〔全体事項〕

- (1) 公聴会等で、地域住民への説明のあり方に対して疑問を呈する意見が聞かれたことから、事業全般に関して、地元住民等へ積極的に情報提供を行うとともに、住民とコミュニケーションを図ることにより、理解が得られ

るよう努めること。

[大気環境]

<大気質>

- (1) 焼却施設から排出される排ガス中のばいじん及び有害物質について、排出源での低減策を確実に行うとともにばい煙の測定結果については、公表に努めること。
また、土壌汚染について、予測・評価した地点における事後調査を適切に行うこと。

<騒音・振動>

- (1) 騒音の調査・予測・評価については、調査地点の周囲の地形が関係するため、高低差等の地形を判読できる図（断面図等）を掲載すること。
（図 8.2-1 騒音調査地点図）
- (2) 施設の稼働による騒音については、事後調査を実施し、環境影響が著しいことが明らかとなった場合、追加の環境保全措置を講じるとされているが、当該措置の検討に当たっては、周辺住民の意見に配慮すること。
（表 10.3-2 事後調査計画（騒音））
- (3) 車両の通行による騒音・振動の環境負荷を抑制するため、資材及び機械の運搬、又は廃棄物の搬出入に当たっては、特定の時間帯に車両が集中しないよう、搬入時間を分散させるよう努めること。

[水環境]

<水質>

- (1) 施設建設工事に当たっては、適切な対策を講じることにより、放流先河川の水質汚濁負荷の低減に努めること。

<地下水>

- (1) 「地下水保全の観点から、雨水の活用や使用水の再利用等による地下水利用量の抑制を図る」(2-29(31))とあるが、雨水の活用や使用水の再利用等に関する計画について、より具体的に記載すること。
また、地下水への影響を低減するため、雨水の活用及び使用水の再利用を可能な限り拡大し、地下水利用量の抑制に努めること。
- (2) 「各井戸がお互いに干渉しあわない箇所に同規模の井戸を複数追加する」(8.7-53(981))とあるが、影響範囲については、井戸ごとで異なると考えられるため、井戸を追加する場合は、周辺の地下水の利用に影響がないかを改めて予測・検証すること。
- (3) 「対象事業実施区域内に地下水観測井を設置し、施設の稼働が定常的な状態となった時期から1年間、地下水位に関する事後調査を実施する」(10-6(1242))旨の記載があるが、事業による地下水位への影響を把握するため、地下水利用前から観測を開始するとともに、より長期間の調査を行うことにより、地下水位に関する事後調査を適切に実施すること。また、調査の結果、事業による影響が著しいことが明らかになった場合には追加

の環境保全措置を講じること。

- (4) 用水として地下水に併せて水道水も利用する計画(2-29(31))となっているが、対象事業実施区域周辺では、渇水期に地下水位低下及び湧水量減少が発生することがあるとの情報があることから、水道事業者による給水制限時等には、プラント用水槽や再利用水槽の水、雨水を活用することなどにより、給水制限に対応できるようにすること。
- (5) 地下水採取量に見合う量を超える地下水涵養を行うに当たっては、公益財団法人くまもと地下水財団を通じた取組みに加え、地域団体・土地改良区・御船町等と連携し、対象事業実施区域周辺地域における地下水涵養に寄与する取組についても検討すること。

[生態系]

<全般>

- (1) 重要な種の保全等を図るため、専門家の意見を聴取したうえで、動物、植物、生態系に関する環境保全措置を確実に履行すること。

<動物>

- (1) 動物保護の観点から、環境影響を回避、低減、代償する環境保全措置を確実に実施するとともに、非改変区域の既存樹林(特に西側)の長期的な保全を検討すること。
また、施設に設置する照明について、夜間に活動するフクロウ等の動物への影響を低減するように工夫をすること。
さらに、事後調査に当たっては、専門家の意見を聴取したうえで実施すること。

[景観・人と自然との触れ合いの活動の場]

- (1) 対象事業実施区域周辺は、大きな建物が無い地域であり、当該事業による施設が設置されると、上益城平坦地区広域営農団地農道(以下「マミコウロード」という。)沿いからの景観が大きく変化することとなるため、マミコウロードを普段から利用する方々の視点(シークエンス景観)という観点からの評価も例として示すことを検討すること。
- (2) 建物の外観の色彩や素材の選定に当たっては、周囲に圧迫感や違和感を与えない親しみやすいものとし、対象事業実施区域周辺の緑豊かな自然環境や眺望景観との調和を図ること。
- (3) 建物について、具体的な外観が未定であるが、普段、生活・通行等されている方の視点も考慮する必要があることから、建物外観の色彩及びデザイン等の概要を適切な時期に公表し、地域とのコミュニケーションを経て決定すること。

[生活環境(交通)]

- (1) 公聴会等において、地元の方から、マミコウロードの通学路としての利用状況の調査結果が実態と異なるとの指摘があったことから、改めて状況

を確認すること。また、現在、通学に利用している児童・生徒がいない道路であっても、今後、通学路として児童・生徒が利用する可能性があるため、状況に応じた適切な交通安全対策に努めること。

- (2) 交通管理者及び道路管理者と十分に協議し、工事中及び稼働後の交通安全に万全を期すこと。

【その他】

- (1) 準備書において、「PFOS 及び PF0A 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項（R4.9 環境省）」の対象とされた PFOS 及び PF0A 含有廃棄物は受け入れない方針とされているが、廃棄物の受け入れに当たっては、受け入れようとする廃棄物が、PFOS 及び PF0A 含有廃棄物や「PFOS 等を含む水の処理に用いた使用済活性炭の適切な保管等について（R7.3 環境省）」で示された使用済活性炭に該当しないことを確認すること。

また、これらの廃棄物に該当しないことを確認のうえ受け入れ可能と判断した場合においても、展開検査を計画的かつ適時行うなど、受入物への混入防止を徹底する監視体制を構築すること。

- (2) 事業計画の実施に当たっては、万一の事故や災害の際にも、周辺環境にできる限り影響を及ぼさないよう、事故・災害対応に万全を期すこと。